

第2部 各 論

第1章 共に支えあって暮らすために

1 現状と課題

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んでよかったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざして「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定し、その中で「人権啓発・教育」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力と位置付け、継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障害の有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障害を理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、本計画の基本方針（第1部第1章の4）に関する市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

しかしながら、今なお障害のある人に対する差別や偏見が依然としてあり、就労や住居を借りるにあたっての差別などが見られます。

特に精神障害のある人に対しては、地域の人々の予断と偏見を助長するような報道も多くあり、そのため多くの精神障害のある人が不安を持つという状況もあります。精神疾患は誰もがかかる可能性のある「こころの病」であり、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち、理解を深める必要があります。

学校等においても、障害のある幼児・児童・生徒に対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取り組みが必要です。

また、感染症や難病についての誤った知識により、差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

発達障害について、平成23年の障害者基本法改正により、同法の対象として明記されました。しかしながら、平成22年度大阪市障害者等基礎調査において発達障害のある人の保護者等からは、「相談できる相手がいない、少ない」、「周りに理解がない」といった回答が多くあり、今後とも利用可能な支援を周知していくとともに、より市民の理解を促進するための啓発・広報が必要です。

「身体障害者補助犬法」により、公共施設や公共交通機関、病院、ホテルなどの不特定多数の方が利用する民間施設についても補助犬の同伴を拒んではならないとされていますが、依然として補助犬の同伴拒否事例が見受けられます。補助犬の受け入れについて、引き続き、啓発に努めていく必要があります。

障害者基本法の改正を踏まえ、地域社会における共生を進めるために視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人などコミュニケーションに障害のある人たちに対してそれぞれに適した支援が必要です。

また、情報収集等に関しても同様に地域生活に必要な情報の収集、自己選択・自己決定の推

進の観点から支援が必要です。

課 題

①啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

イ 広報の充実

②福祉教育・人権教育の充実

③コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実

ア 多様な情報提供

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

ウ 情報バリアフリーの推進

④地域での交流の推進

2 施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

- ・障害のある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取り組みが効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。
- ・「障害者週間」を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティア、当事者の参加を求め、関係者が協力して内容の充実を図ることで、より有意義な機会となるように努めます。
- ・住宅を借りる際の入居拒否や就労における差別等が発生しないよう、関係部局が連携して事業者に対する啓発等の対応を進めていきます。
- ・精神障害のある人に対する誤解や偏見の解消のため、各種広報媒体の利用や当事者参画など多彩な啓発活動に取り組むとともに、「こころの健康ふれあいフェスタ」を開催し、全市的な啓発を一層推進します。
- ・広く市民に難病に対する理解を求めするため、大阪市主催のイベント等の機会をとらえて周知ビラを配布・設置するなど啓発に努めます。また、大阪府が実施主体である難病相談支援センター事業についても、さまざまな機会をとらえて周知に努めます。
- ・H I V／エイズ等の感染症に対する偏見や差別を解消するために、パンフレット等の作成や、講演会の開催等により、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ・発達障害のある人に利用可能な支援を周知するとともに、発達障害に対する理解促進を図るため、啓発パンフレットやDVDを配布・設置するなど啓発に努めます。
- ・障害のある人の地域での生活を支援する「障害のある人に関するマーク」について、ホーム

ページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。

- ・啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取り組みを進めます。
- ・補助犬の受け入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。

イ 広報の充実

- ・テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障害のある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・さまざまな機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページの活用により、障害のある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- ・各学校園において、障害のある幼児・児童・生徒に対するいじめ・虐待が発生しないよう、障害の理解をはじめ、周りの幼児・児童・生徒とのより良い関係づくりを進めます。
- ・障害のある人、とりわけ根強い偏見を持たれている精神障害のある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、教材等の研究を進め、取り組みの推進を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

(3) コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進

ア 多様な情報提供

- ・障害のある人が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障害の状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・情報を入手することが困難な視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人等について、音声読み上げソフトやインターネットといったITなどの活用も含めそれぞれに適した情報提供の方策を検討し、それぞれの障害に応じた形での情報提供を進めます。

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

- ・コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要です。また、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障害の状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、対面朗読、録音図書、または手話の言語性を尊重した手話・要約筆記などの普及や市民の理解の促進に努め、大阪府と連携し、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に

努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を推進します。

- ・知的障害、失語症などによりコミュニケーションが困難な人については、その特性への理解を深めるなど支援に努めます。
- ・視覚障害、聴覚障害重複障害に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション保障の検討や、視覚障害、聴覚障害のある人への理解の促進に努めます。

ウ 情報バリアフリーの推進

- ・障害のある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ITの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報機器やソフトウェアに関する情報の提供や情報バリアフリーの推進に努めます。

(4) 地域での交流の推進

- ・障害のある人が地域生活を行う中での自然な交流を通じて障害のある人、ない人の相互理解が進み、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 現状と課題

障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障害のある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。

サービス利用者である障害のある人の自己決定とサービス提供者との対等な関係をめざして、平成15年度から措置制度から契約制度への転換が図られたところですが、未だに利用者サービス提供者が必ずしも対等な立場にあるとは言えず、利用者の権利が軽視されやすい状況にあると考えられます。また、サービスを利用するにあたって必要な情報の収集や判断に困難がある方もあり、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みを構築することが必要です。

相談支援については、市内7つの圏域を単位として事業展開してきましたが、区を圏域として各種事業所や専門機関がネットワークを構築できるよう、障害者自立支援法の改正を踏まえ、より一層、相談支援体制の充実を図る必要があります。

平成23年6月に制定された「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害のある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について関係機関が連携して取り組めるよう体制を整備する必要があります。

現在国では、平成25年度までに障害者自立支援法を改正し、新たな総合的な福祉法制を施行するとしています。

大阪市としてもサービスを必要とする方が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービスが提供できる体制を整備する必要があります。

児童福祉法の改正により、障害種別等により分けられていた障害児施設の体系が平成24年度から再編されるとともに、通所サービスの利用にあたっての障害児相談支援事業、放課後等デイサービス、及び保育所等訪問支援事業といったサービスが新設されます。障害児支援のより一層の強化を図っていく必要があります。

福祉サービスを支える人材の確保は引き続き課題となっており、制度の動向等も踏まえ、市としてもサービス基盤確保・サービス提供事業者の資質向上の観点から、対応について検討していくことが必要です。

また、障害者会館については平成23年度末に条例施設としては廃止し民間に移管しますが、市全域を対象とする施策の充実を図っていくことが必要です。

スポーツ基本法（平成23年）が制定され、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。

大阪市でも障害の種別や程度に応じて必要な配慮を行い、地域でのスポーツ・文化活動を推進していく必要があります。

課 題

①サービス利用の支援

- ア 福祉サービスの適切な利用
- イ 人材の確保・資質の向上
- ウ 後見的支援事業の利用の促進

②相談、情報提供体制の充実

- ア 相談支援事業等の充実
- イ 相談支援体制の強化
- ウ 自立支援協議会の活性化

③虐待防止のための取り組み

- ア 障害者虐待の防止のための啓発
- イ 養護者等による障害者虐待への対応
- ウ 障害者福祉施設従事者等からの虐待への対応
- エ 関係機関の連携体制の構築

④在宅福祉サービス等の充実

- ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
- イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
- ウ 難病患者に対する在宅介護サービスの充実
- エ 所得保障の充実

⑤居住系サービス等の充実

- ア 居住系サービス等の充実

⑥日中活動系サービス等の充実

- ア 日中活動系サービス等の充実

⑦障害のあるこどもへの支援の充実

- ア 障害児支援の充実
- イ 関係機関の連携した支援の推進

⑧スポーツ、文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

イ スポーツ・文化活動の振興

2 施策の方向性

(1) サービス利用の支援

- ・障害のある人が、自らの選択と決定により適切なサービスを受けられるよう、必要な情報の収集や自己決定の支援、さらには権利擁護、苦情解決の仕組みを構築していきます。
- ・また、サービスを支える事業者や人材の確保が課題であることから、制度の動向等も踏まえ、市としてもサービス基盤確保・サービス提供事業者の資質向上の視点から、対応について検討していきます。

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・福祉サービスの適切な利用ができるよう、ホームページや各区保健福祉センター等の窓口において必要な情報の提供を行います。
- ・事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障害のある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう支援を行います。

イ 人材の確保・資質の向上

- ・福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上は重要な課題であるため、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 後見的支援事業の利用の促進

- ・知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行うことが困難な人が、円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや関係機関が互いに連携し、利用支援と制度の啓発を行います。
- ・地域福祉の視点から身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成や活動支援を、大阪市成年後見支援センターで行います。
- ・福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）について、ニーズの増加も十分に見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

(2) 相談、情報提供体制の充実

- ・相談支援については、区を圏域として各種事業所や専門機関がネットワークを構築できるよう、障害者自立支援法の改正を踏まえ、相談支援体制のより一層の充実を図ります。
- ・また、市・区・地域の関係機関が連携し、相談支援の機能が有機的に結びつくことによって、効果的・総合的な相談支援体制の充実をめざします。

ア 相談支援事業等の充実

- ・区を圏域として「区障害者相談支援センター」を設置し、区における障害者支援の相談窓口としての機能を果たします。
- ・区障害者相談支援センターは、区保健福祉センターと連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就労・生活支援センターとのネットワークを築き、区自立支援協議会の運営に中心的役割を果たします。
- ・区障害者相談支援センターでは相談支援従事者がケアマネジメントの高い専門性や障害者支援の視点を有することが求められるため、区障害者相談支援センターの対応レベルを良好に確保するためにも職員への研修を実施し、資質の向上を図ります。
- ・ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障害のある人の自立を進めます。
- ・「整備法」に基づく相談支援の充実にあたり新たに創設された計画相談支援、地域相談支援そして障害児相談支援については、適切なサービス利用に向けて相談支援体制を確保します。

イ 相談支援体制の強化

- ・区保健福祉センター、心身障害者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関相互の連携を深めます。
- ・市における相談支援の中核機関が、区障害者相談支援センターに対して技術的後方支援、職員研修やピアカウンセラーの養成、情報提供や事例の集積及び権利擁護に係る取り組みなどを行います。
- ・障害のある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、各区役所で人権相談窓口を開設しています。
- ・地域の身近なところにおいても相談や日々の見守り等が行えるよう、相談支援体制の構築に努めます。
- ・地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などが連携を強化するとともに、専門機関であるこころの健康センターが技術的支援を行います。
- ・難病患者等に対する相談については、「大阪府難病相談支援センター」の相談事業に協力して取り組んでいきます。

ウ 自立支援協議会の活性化

- ・市、区自立支援協議会は、障害のある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行っていきます。
- ・区自立支援協議会が更なる活性化を図るため、市自立支援協議会において必要な助言や支援、研修を行います。また、それぞれの自立支援協議会が総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善または新たに開発することに向けた取り組みを進めていきます。

(3) 虐待防止のための取り組み

- ・これまで、障害者虐待に対応するため、緊急一時保護事業や専門的見地による後方支援を行ってきましたが、さらに、平成23年6月に制定された「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害のある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また虐待防止に向けて関係機関が連携して取り組めるよう体制の強化を図ります。

ア 障害者虐待の防止のための啓発

- ・虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による障害者虐待への対応

- ・養護者等から障害のある人に対する虐待に対応するため、区保健福祉センターと区障害者相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図ります。
- ・養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。
- ・養護者の負担の軽減を図ることなどにより障害者虐待を防止するため、区保健福祉センターや区障害者相談支援センターは、対応マニュアルに沿って養護者に対する相談、指導、及び助言その他必要な対応を行います。
- ・区保健福祉センターや区障害者相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなど、後方支援を行います。

ウ 障害者福祉施設従事者等からの虐待への対応

- ・障害福祉サービス事業者等に対して集団指導等の場で人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取り組みを強めます。
- ・虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。

エ 関係機関の連携体制の構築

- ・市及び区において、関係機関、関係団体が参加する虐待防止に関する連絡会議を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携を図ります。

(4) 在宅福祉サービス等の充実

- ・障害のある人や難病患者への居宅介護等の在宅福祉サービス等については、地域で暮らすうえで最も身近な重要なサービスであり、引き続き国に制度の改善や十分な財源措置を働きかけながら、必要なサービス量の確保に努めます。

ア 訪問系サービス及び短期入所の充実

- ・居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズにそったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・重度障害のある人の地域での自立生活の支援や社会参加を推進するため、重度訪問介護事業や行動援護事業について、国に対して対象者の拡大や報酬改善を働きかけながら、推進を図ります。
- ・移動支援事業については、重度の視覚障害のある人への同行援護事業が創設され、その一部が自立支援給付の対象となりました。しかしながら、障害種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、引き続き国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。
- ・短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。

イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進

- ・障害のある人が必要とし、個々の障害状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うなど、より効果的な給付に努めるとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討し、より効果的な給付に努めます。
- ・住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

ウ 難病患者に対する在宅介護サービスの充実

- ・難病患者の在宅療養生活を支援するため、ホームヘルプサービス事業の基盤整備等の充実に努めます。

- ・難病患者の介護を行う家族等の疾患やその他の理由により、一時的に保護を必要とする場合に患者が医療提供施設に短期入所するショートステイ事業の充実に努めます。
- ・日常生活での難病患者や介護者の負担を軽減するため、日常生活用具給付事業の充実に努めます。

エ 所得保障の充実

- ・年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。

(5) 居住系サービス等の充実

- ・グループホーム、ケアホームは、地域における居住の場であり、また施設や病院から地域移行や退院促進を進めるための重要なサービス基盤として位置づけており、引き続き、国に対して制度の見直しや良質な人材を確保するための報酬の引き上げ等を要望し、設置促進に努めます。

ア 居住系サービス等の充実

- ・ケアホームにおけるホームヘルプサービス利用や、夜間支援体制に係る加算の拡充など、支援体制の充実について国に働きかけていきます。
- ・グループホーム、ケアホームの設置促進に向け、設備整備のための助成制度や市営住宅の活用を行っています。グループホーム等を利用する際の助成（特定障害者特別給付費）の活用により、利用者負担の軽減を図るとともに、今後も整備費・設備整備費の助成や、市営住宅の利用を希望する事業者を利用可能な住戸とのマッチングを図るなど、より一層の設置の促進に努めます。

(6) 日中活動系サービス等の充実

- ・生活介護等の日中活動系サービスについては、障害のある人の日常生活や就労等、自立した生活をおくるために必要な支援を受ける場ですが、サービスによっては、利用対象者や利用期間の制限等があることから、支援を必要とする人が適切にサービスを利用することができるよう、事業内容の見直しや通所に係る支援等について引き続き国に働きかけます。

ア 日中活動系サービス等の充実

- ・生活介護については、さらに充実したサービスとなるよう、送迎や入浴等の支援が報酬上評価される仕組みや、医療的ケアが必要な重度障害のある人への対応が可能となるよう国に対して働きかけていきます。
- ・自立訓練（生活訓練）については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、今後は、自立訓練（機能訓練）と合わせて、より充実した支

援が可能となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけていきます。

- ・就労移行支援、就労継続支援については、障害のある人の就労を進めるうえで、重要なサービスである一方、事業者数の伸びが低調な事業もあり、より運営しやすい事業となるよう国へ働きかけていきます。
- ・地域活動支援センターについても、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として、安定した運営ができるよう支援に努めます。
- ・地域活動支援センターが、障害のある人の多様な日中活動のニーズに対応していくため、より少人数でも活動可能な形態など制度のあり方を検討し、日中活動への支援策の充実を図っていきます。

(7) 障害のある子どもへの支援の充実

- ・児童福祉法の改正にともない、平成24年度から障害児施設の体系の再編やサービスの新設が行われ、障害児支援の強化が図られています。身近な地域において適切な療育支援や福祉サービスが受けられるよう障害のある児童に対する支援体制の構築を進めます。

ア 障害児支援の充実

- ・地域において適切な療育支援や福祉サービスが受けられるよう、児童発達支援センターをはじめとしたサービス基盤の整備に努めます。
- ・児童発達支援事業として、児童デイサービス等を含めてサービスを再編し地域での身近な療育の場としてサービス提供を行います。
- ・放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
- ・保育所等訪問支援事業として、障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害のない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・乳幼児期、学齢期、そして学校卒業後のそれぞれについて、障害のある子どもが利用する福祉サービスや支援機関は教育、保健・医療、福祉、就労支援等の関係機関と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・障害のある児童やその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

(8) スポーツ・文化活動の振興

- ・障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツ等を行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ、ライフスタイルの多様化にあわせて、地域でのスポーツ活動や、文化活動への参加を進めます。

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・地域でスポーツ・文化活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について障害のある人の利用促進を図ります。
- ・市立の各種ホール・施設についても、安全の確保や利便性の向上を図る等、障害のある人に配慮した整備を進めるとともに、民間施設についても協力を求め、障害のある人の文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の振興

- ・舞洲障害者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障害者スポーツセンターにおいては、障害のある人が、その障害の状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図ります。
- ・障害のある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる指導員の養成やボランティアを育成するとともに、国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。
- ・障害のある人のスポーツに対する市民の関心を高め、スポーツの振興を図ります。
- ・障害のある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障害の状況やライフスタイルに適したレクリエーションの開発、普及に取り組みます。
- ・障害のある人が芸術・文化活動を通じて精神的な豊かさを充実させるため、地域における文化活動を支援し、芸術・文化活動の振興を図ります。

第2章の2 地域生活への移行

I 入所施設利用者の地域移行

1 現状と課題

障害のある人が適切な支援がないことにより本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは、人権侵害であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取り組みを推進していく必要があります。

大阪市はこれまで、「障害者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり」「地域生活移行を支援する仕組みづくり」「地域で暮らすための受け皿づくり」の3つの課題を踏まえ、施設から地域生活への移行の促進に取り組んできました。

第2期大阪市障害福祉計画では、施設入所者の地域移行者数の目標数値の480人に対して、平成22年度末現在の地域移行者数は462人（達成率96.3%）となっています。

地域移行の目標数値の設定にあたって国の基本指針（平成17年10月現在の施設入所者数（1,760人）の10%）に対して26.3%の地域移行が図られている状況にあります。

また、平成22年度には、国に対して、地域移行を推進するための地域移行コーディネーターやピアサポーター等の支援体制づくりや地域生活の体験等の取り組みなどの必要性について提言を行いました。平成22年度大阪市障害者等基礎調査や平成23年度施設聴き取り及び地域移行定着等状況調査の結果では地域移行のための課題として、「グループホームや居宅介護等のサービスの確保」、「家族の理解を得ること」、「病気や災害時などの緊急時の援助」、「健康管理や金銭管理」、「隣人等との人間関係の構築」といったことが挙げられるとともに、「施設と事業者との連携」や「地域生活へのイメージ作り」を進めていく必要があることが分かりました。（詳細は巻末資料を参照。）

これらの調査結果から、地域移行の推進には、「地域移行に向けた生活体験の支援」「グループホームや居宅介護等のサービス基盤の確保」とともに、「地域移行後の生活支援に必要なサービスに繋げるためのネットワークの構築」「地域移行の理解のための施設職員・入所者やその家族との情報の共有」等が求められているといえます。障害者自立支援法の改正により、施設からの地域生活への移行を推進するため、相談支援事業者が地域移行支援や地域定着支援を行うこととなります。相談支援事業者は地域移行希望者のニーズや生活実態等を的確に把握するとともに、本人のニーズに沿った地域生活ができるよう、地域の各事業所等と連携し必要なサービスに繋がるよう支援に努める必要があります。

大阪市外の施設にも、大阪市から障害のある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。

また、障害児施設入所者671人のうち18歳以上の人（加齢児）は441人（65.7%：平成23年8月1日現在）であり、成人になっても児童施設に入所し続けているといった課題が

あり、施設から地域生活への移行に向けた取り組みが求められています。

施設入所者数については、第2期大阪市障害福祉計画では、国の指針に沿って、平成17年10月現在の施設入所者数1,760人を7%削減した1,637人に、砂川厚生福祉センター・金剛コロニーからの地域移行者数80人を削減して1,557人を目標としていました。

平成22年度末現在の施設入所者数は1,587人となっており、施設入所者数の削減に向けた目標数値の設定にあたって国の基本指針（平成17年10月現在の施設入所者数（1,760人）の7%）に対して9.8%の削減となっています。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、施設入所を希望されても可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において必要なサービスに繋がるような支援が必要です。

課 題

- ① 地域移行支援の推進
- ② 地域定着支援の推進
- ③ 施設入所への対応

2 施策の方向性

- ・地域移行や地域定着の支援とは、「施設から地域に生活の場を移すだけの支援」ではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」です。
- ・また、地域移行は障害の種別や程度あるいは状態にかかわらず、進める必要があります。
- ・障害のある人が不安なく施設から地域生活に移行できるよう、また可能な限り施設に入所することなく地域で安心して生活し続けられるよう、地域移行や地域定着等の支援の充実を図ります。

(1) 地域移行支援の推進

- ・地域移行の支援では、施設入所者の地域移行への意欲の形成、不安の軽減に向けた情報提供等のアプローチが必要であるため、施設と相談支援事業者をつないでいくためのコーディネーター機能の構築が必要です。
- ・また、施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、地域生活の場の見学や障害当事者との交流、体験外出や体験宿泊等の取り組みを進めます。

ア 相談支援事業者の確保

- ・地域生活移行や地域定着支援に向けて、サービス等利用計画の作成やモニタリング、各種障害福祉サービス事業者等への同行支援や、地域生活の体験の取り組み、入居のための支援等を行う相談支援事業者の確保に努めます。

イ 地域移行のコーディネート機能を活用した推進

- ・地域移行を進めるため、相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、必要な支援を行う必要があることから、施設から相談支援事業者につないでいくためのコーディネート機能の確保に努めます。

ウ ピアサポーターによる支援

- ・相談支援事業者は、施設に入所している人への意識づくりや不安解消のための働きかけや、さらには体験外出や体験宿泊等の支援において、必要に応じてピアサポーターの活用を図ります。

エ 家族等への支援

- ・地域生活への移行について、入所施設及び相談支援事業者が連携して情報を共有化し、家族の理解が得られるよう働きかけを行います。

オ 地域移行に係る啓発

- ・地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、区障害者相談支援センターを中心として地域自立支援協議会の活用等により啓発などに取り組みます。

カ 障害児施設の加齢児や市外施設の入所者に対する取り組み

- ・障害児施設の18歳以上の入所者（加齢児）や、市外施設への入所者が多くおられることから、他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、必要な支援のあり方について検討します。

キ 地域移行困難者に対する支援

- ・行動障害等の地域移行困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、その支援体制や連携体制のあり方について検討していきます。

(2) 地域定着支援の推進

- ・地域移行後の地域定着支援においては、地域生活を支えるグループホーム等の住まい、日中

活動の場、居宅介護等、受け皿となる事業者の十分な確保と、それら事業者の連携、ネットワークの構築が必要となります。

- ・区障害者相談支援センターを中心として地域自立支援協議会を活用する等により、ネットワークの構築をめざします。

ア 地域での受け皿の確保

- ・地域生活への移行を促進するためには住まいの確保や各種サービスを提供する支援体制等、地域における受け皿の確保に努めます。特に、住まいの確保に向けて、グループホームやケアホームの設置助成や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては相談支援事業者が入居契約手続等の支援に努めます。
- ・居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービスや、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

イ 地域定着支援に向けたネットワークの構築

- ・相談支援事業者が、移行後の地域生活定着に向けた必要な支援を行うため、区障害者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センター等の関係機関と地域の事業所等との連携によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。
- ・相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時での相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活づくりに努めます。
- ・重症心身障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害などにも対応できるよう、地域の医療機関や福祉事業者の連携が必要であり、移行後の生活づくりのための支援・連携体制について検討します。

(3) 施設入所への対応

- ・施設入所者に対しては、地域移行支援や地域定着支援による取り組みを進めることにより、地域移行を希望する人が安心して地域生活を実現できるよう支援していきます。
- ・また、地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障害者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センター等の関係機関等と連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。

Ⅱ 入院中の精神障害のある人の地域移行

1 現状と課題

平成9年に大和川病院事件で精神障害のある人の人権侵害にかかわる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。平成11年3月19日大阪府答申で、「社会的入院は、精神障害者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されています。

大阪市としてこの答申と認識を一にし、また、精神障害のある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについては、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取り組みとして、平成14年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センターの支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざす事業であり、10年が経過するところです。

平成20年度には、病院からの推薦による地域移行を強化するために、これまでの取り組みに加え、ピアサポーターによる地域での生活情報提供と、入院者との交流を図るピアサポート事業を開始しました。また、地域体制整備コーディネーターの配置による啓発活動の強化と、地域生活を体験することで安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業により地域移行を推進してきました。

第2期大阪市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）では、第1期計画を引きつぎ、国の指針に即して病状的には退院可能と考えられるにもかかわらず、1年以上精神科病院に入院を継続している、病状区分の軽度・院内寛解・寛解の方である822人の地域移行を目標数値としました。

毎年の調査の中で、目標数値対象の3つの病状区分のうち重い区分となる「軽度」が、概ね70%前後を占めている中で、平成18年度から平成22年度末までの地域移行者の実績は、目標数値822人中319人で、達成率は38.8%です。

また、年齢区分では、60歳以上の方が、60%弱となり、高齢化も課題となっています。

事業の推進のために、平成20年度より本事業を強化したことから、これまでの目標数値に加え、本事業による地域移行目標数を、平成21年度～23年度の3年間に毎年18人計54人とするのをさらに設定しました。

平成21年度～22年度末の本事業による実績は、54人中39人で、達成率は72%です。

なお、平成14年度～22年度末で、本事業により地域移行された方は、129人で年平均14.3人となっています。

本事業対象者は、長期入院、高齢化、家族からの孤立、あるいは家族の不安による退院への反対、居住先がないなど多くの課題をかかえています。さらに、これまでの対象者の中には、精神障害に加え、精神発達遅滞、高次脳機能障害、発達障害、難病等々の障害を併せもっている方もおられます。これらの課題を受け止め、支援機関の自立支援員は、地域移行支援をする

ために、対象者の意向を中心に、病院スタッフや市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行い、その支援のノウハウが蓄積されてきています。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、大阪市のよな都市部においては、多職種チームによる支援が重要と思われます。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

地域移行・地域定着支援事業を創設により、こころの健康センターと精神科病院、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障害のある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

平成22年度からこころの健康センターでは、「精神科病院からの地域移行にかかわる検討会議」を設置して事業の推進を図っていますが、今後も継続的に検討を重ねていく必要があります。

大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行っており、継続的な取り組みができるよう国にも提言、要望をしていく必要があります。

課 題

- ①地域活動支援センター等との連携
- ②精神科病院との連携
- ③精神科病院入院者への啓発
- ④家族及び地域住民への理解のための啓発
- ⑤地域保健医療と多職種チームとの連携

2 施策の方向性

(1) 地域活動支援センター等との連携

地域活動支援センターの支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等しながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過から、引き続き支援機関と継続的に連携していくとともに、新たな相談支援事業者とも協働していきます。

(2) 精神科病院との連携

精神科病院に入院している大阪市民のほとんどは大阪市外の病院に入院していることから、こころの健康センターは、今後も各精神科病院を訪問しながら、大阪市独自事業であるピアサ

ポート事業や体験宿泊推進事業等の周知と本事業への推薦の依頼をしていきます。一方、大阪市が実施する精神科病院での面接においては、地域移行を視野に入れた地域移行確認票の利用など、面接方法を工夫し、府内関係部署と連携していくことで、各精神科病院と顔の見える関係をつくりながら、対象者を増やすために積極的に取り組んでいきます。

また、本事業は、自立支援員が、対象者に、丁寧なケアマネジメント機能を発揮しながら支援に取り組んでいますが、個別支援やケア会議等で大阪市が作成している支援者マニュアルや連絡ノート等の利用を継続することで、さらに精神科病院のスタッフと連携強化を図っていきます。

精神科病院との連携を図るには、コーディネーターの設置により広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

(3) 精神科病院入院者への啓発

入院中の対象者に対する啓発として、地域活動支援センターの自立支援員とピアサポーターが、精神科病院を訪問して、ピアサポーターを中心に、地域の生活情報提供や、地域で入院中の対象者との交流を図るピアサポート事業を実施しています。

ピアサポーターによる啓発は重要であり、今後も継続的に実施していきます。

(4) 家族及び地域住民への理解のための啓発

地域移行・地域定着のためには、家族及び地域住民の理解を得ることが大切です。さまざまな機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで、精神科病院へ長期入院している方の事情や支援の取り組みの理解を図っていくとともに、地域での住民の心の支えの大切さを伝えていきます。

(5) 地域保健医療と多職種チームとの連携

地域移行・地域定着を図るには、地域での受け皿であるグループホームやケアホームなど地域におけるサービス基盤の確保・充実を図っていきます。

また、こころの健康センターでは、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

当事者本人が、主体的に自己決定できるような地域移行後の地域定着支援をするためには、精神科診療所、訪問看護ステーション、地域支援関係者など多職種チームによる支援は重要です。地域自立支援協議会との連携を図るとともに、地域連携のあり方など、国の動向を見据えながら、その方策について検討会議で継続的に検討していきます。